

2020年3月24日  
附属図書館長裁定

## 学外利用者の図書館利用の一部制限に関する基準

金沢大学附属図書館利用規程（以下「規程」という。）第2条第2項に定める利用者（以下「学外利用者」という。）の図書館利用については、以下のとおり制限できるものとする。

### 1 入館の制限

規程第7条第2項に準じて、本学の期末試験期間中等、閲覧室が混雑することが予想される場合は、可能な限り事前に周知を行った上で、学外利用者の入館を制限できるものとする。

なお、ここでいう学外利用者の図書館利用とは、原則として附属図書館所蔵資料の利用を意味するものとする。

### 2 年齢による利用制限

18歳未満の学外利用者が図書館を利用できる時間帯は、利用者が未成年であること等を鑑み、各館の開館時間から午後7時までとする。また、中学生以下については、午後5時以降に利用する場合は、必ず来館前に保護者の了承を得てもらうものとする。